

令和３年度 第６回習志野市一般廃棄物処理基本計画策定部会 会議録

１ 開催日時 : 令和４年２月４日（金）１５時００分～１６時４５分

２ 開催場所 : 習志野市役所庁舎 ５Ｆ 会議室５－２

３ 出席者

【部会長】東邦大学理学部生命圏環境科学科 講師 今野 大輝

【委員】市議会議員 央 重則

千葉工業大学先進工学部生命科学科 教授 五明美智男

習志野商工会議所 女性会 会長 田村 裕子

公募委員 三浦 由久

【市職員】都市環境部参事 クリーンセンター所長 上野 久

都市環境部クリーン推進課 課長 須藤 恒男

都市環境部（クリーン推進課） 主幹 仲野 元

クリーン推進課 副主査 小田 和房

業務課 課長 仁王 俊明

【事務局】環境政策課 課長 伊東 尚志

係長 篠宮 ちさ

主任主事 三橋 一輝

傍聴人 : ４人

４ 議題

・会議の公開

・会議録の作成等

・会議録署名委員の指名

・審議

（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）について

① 答申（案）について

・その他

5 会議資料

※別添資料

- 資料 1 習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）抜粋 P31
- 資料 2 習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）抜粋 P51
- 資料 3 一般廃棄物処理基本計画（最終案）
- 資料 4 習志野市一般廃棄物処理基本計画（答申案）
- 資料 5 付記事項（案）
- 資料 6 第 1 回環境審議会における意見等聴取一覧
- 資料 7 流山市における家庭ごみの有料化・指定袋化の導入に係る取組
- 参考資料 習志野市一般廃棄物処理基本計画策定部会の設置について【概要】
- 参考資料 令和 3 年度第 1 回習志野市環境審議会 会議録

6 議題内容

- 第 1 開会
- 第 2 会議の公開
- 第 3 会議録の作成等
- 第 4 会議録署名委員の指名
- 第 5 審議
 - （１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）について
 - ① 答申（案）について
- 第 6 その他
- 第 7 閉会

<会議概要>

●第 5 審議（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）について

（今野部会長）

- ・ 本日は、環境審議会から本部会に付議された諮問に対する答申案を取りまとめ、部会として決議する運びとなりますのでご承知おきください。
- ・ 習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）について、事務局から説明を求めます。

（仲野主幹）

- ・ 資料に基づき説明します。
- ・ 資料の 6 が第 1 回環境審議会における意見聴取一覧となります。（環境審議会）委員の皆様から貴重なご意見をいただいたところです。

- ・ 1 番宮内副会長から市民（環境）意識調査の資料要求がありましたので、提供させていただきます。
- ・ 市民（環境）意識調査は環境基本計画を策定するにあたり令和元年 1 1 月に実施したものです。ごみ関係のみならず、地球温暖化や緑の環境等を含めて調査したものです。
- ・ 5 4 ページの各家庭から出されるごみの費用負担を求めることについては、是非実施すべきであると、ごみの減量のためにはやむを得ないと合わせると 3 4. 6 %と約 3 割になります。
- ・ 実施すべきでないというのが 1 4. 6 %です。一番多かったのは、説明をよく聞いて判断したいというのが 3 9. 6 %でした。
- ・ 朝倉委員からは、受益者負担の導入に関しまして大量排出についてはコントロールできるかもしれないが、ごみ出しのルールや分別に関しては、有料化でのコントロールは難しいのではないかという意見をいただいています。
- ・ 悪い例ではありますが、集積所の資料がありますのでご覧ください（資料を回覧）。
- ・ 次に、同じく朝倉委員から公平性の中身についてもっと触れたほうが良いという意見をいただいています。受益者負担によりごみの排出を避けられない小さな子供がいる家庭や、貧困家庭が受ける影響を考慮し、配慮する必要があるという意見をいただきました。
- ・ 渡邊委員からは、清掃工場の建て替えに関することで、現在の清掃工場が埋立地に設置されていることから、地盤が弱く海に近いので、（地震の発生時の）対策ができているのかという意見をいただきました。今後、新清掃工場を建て替えるにあたり十分に考慮していきたいと考えております。
- ・ 渡邊委員からは、昨今の新型コロナ禍において、人的な確保が難しいと言われているがどうかとの意見をいただきました。
- ・ 1 ページめくり（宮内副会長の意見）有料化に不適正排出がされると、自治体が処理することがかえって困難になるため議論したほうが良いとのことで、今回の計画では受益者負担制度の導入となっていますが、導入に対してのメリットデメリットや留意事項等様々な意見をいただきました。
- ・ 宮内副会長より、流山市では有料化をやめ、丁寧な説明と減量の具体的な提案等改善し、不適正排出が減っていることから見送ったという形の意見をいただきました。こちらの件については、今回報告させていただきます。
- ・ 資料の 7、流山市における家庭ごみの有料化、指定袋化の導入にかかる取組という資料があります。流山市は平成 1 9 年、廃棄物対策審議会に循環型社会形成のためのごみ処理有料化について諮問をしています。そこで 6 回の審議を経まして、平成 2 0 年に、流山市における家庭ごみの有料化のあり方について進めるべき、総合的な減量施策ということで、答申が出されました。その後、市民意識調査を実施し、その結果と答申を踏まえ、流山市におけるごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量化資源化施策の実施計画の

案を作成しました。

- ・しかし、その後のパブリックコメントや自治会等への説明による意見要望、その後のごみの排出量の減少を踏まえ、有料化を見送ったという経過があります。
- ・その後平成30年に一般廃棄物処理基本計画を策定し、その中でも家庭ごみの有料化については当面見送り、指定袋の導入を検討するとしています。その後令和2年度、廃棄物対策審議会に指定袋導入について諮問し、市に指定袋導入を了承するという答申が出されています。
- ・現在は令和4年4月1日から指定袋の本格導入をしスタートするという事で、令和3年10月1日から令和4年3月31日までを移行期間とし、従来のレジ袋での排出と指定袋を並行して実施しています。但し、令和4年4月1日からの本格導入からは、指定袋以外のごみについては、収集しないということで取り決められています。
- ・この袋の価格については、袋本体の制作にかかる価格のみで、ごみ処理経費が含まれていないことから、有料化とは異なるそうです。
- ・香取委員からは、広報紙やネットでの継続的な啓発などできる限り経費をかけずに留まる啓発活動も必要との意見をいただいています。啓発活動が重要であるという意見は前回の審議会でも多くいただいた意見であると認識しています。
- ・佐藤委員からは、ごみの知識がない人、ルールを守らない人が秩序を保ち、有料化を施行している方々の負担となっていることを、行政として市民に積極的に知らせる努力をし、市民が納得いく政策、行政にしていだきたいと意見をいただきました。
- ・中村委員からは、ごみ置き場についての考え方や、緑化の観点から町がきれいになるという意見をいただきました。
- ・宮内副会長から、ごみ質の問題で、紙や布は約50%を占めており、プラスチックは約30%あるが、コンビニのレシートが分別されていない事例があると意見をいただきました。このレシートの件について調べたところ、レシート回収の目的は、レシートが不要な人がポイ捨てすることを防止するために行っているとのことです。レシートの紙というのは感熱紙が使用されており、リサイクルできないので、コンビニで回収し燃えるごみに排出しているとのことでした。レシートの件はこのような事情がありますが、紙や布、プラスチックということで分別によって減量化ができるので、事業者も含めて努力をするべきとの趣旨だと認識しています。
- ・宮内副会長からは、生産者の責任についてもっと言及すべきとの意見もいただいております。個人や市民の責任という発想ではなく、生産者と行政の責任を議論しないと違うところに引っ張られてしまうという意見になります。
- ・また、審議会の中で反対の意見を付記ということで、部会で審議したいというような意見をいただいております。
- ・審議会でのご意見、あるいはパブリックコメントのご意見を踏まえ、計画を一部訂正させていただきました。

- ・訂正箇所、計画書の31ページ。こちらのごみ収集にかかる手数料、有料化の課題、問題点ということで、導入にあたっては、その効果を検証すると共に、市民と対話しながら具体的な検討を進めますという一文を追加させていただきました。
- ・次に資料2、計画書の51ページ。ごみ処理に対する受益者負担制度の導入の基本方針の中の、基本的な考え方で、上に四角で囲まれています部分の中段から下になりますが、本市においてもかねてから家庭ごみの受益者負担については検討を進めており、これまで基礎的検討として市民に対して、本市のごみの現状をあらゆる場面で伝えると共に、アンケート調査実施で様々な意見を確認してきましたということと、これらを踏まえ、さらなる減量化を図ることを前提に受益者負担の原則と、ごみ排出量に応じた負担の公平性の観点などから、家庭系ごみの受益者負担制度を構築し導入を進めますというような内容になっております。修正箇所はこのような内容になっております。
- ・資料4が答申案となっており、資料5が付記事項ということで、このような内容で3点にまとめました。
- ・1つ目が、従前からありました受益者負担制度の導入に伴う歳入について、計画策定におけるごみ処理に対する受益者負担の導入の際は、清掃行政の施策に限定した用途となる仕組みを構築するなど、ごみ処理をはじめとする各施策のより一層の推進に役立てることとしてくださいといったものです。
- ・2つ目は、ごみ処理に対する受益者負担の制度導入にあたっては、先行事例を見ても全市民の賛同を得ることは難しいものと思われます。従いまして、導入にあたっては、できる限りの合意形成が図れるよう努めてください、となります。
- ・3つ目は、令和8（2026）年度の間目標年度における計画の進行管理にあたっては、取り組みの成果の検証を確実に実行してください。特にごみ処理の受益者負担制度の制度導入の効果につきましては、十分にモニタリングし、その結果を公表できる形で取りまとめてください、となります。

（今野部会長）

- ・事務局からのご報告に対し、何かご質問等ありましたら挙手をお願いします。

（央委員）

- ・直近の令和3年の市民意識調査の結果は無いのでしょうか。

（仲野主幹）

- ・今回出しました（環境）意識調査というのが、令和元年11月に実施し、令和2年にまとめたもので、これが最新となります。

(央委員)

- ・ 3 年前の物でしょ。去年実施した意識調査の中で、ごみのことは入っていないんですか。

(今野部会長)

- ・ 暫時休憩します。

(暫時休憩)

(今野部会長)

- ・ 審議を再開します。

(央委員)

- ・ 直近のデータがないと議論の余地がないので問題だと思います。
- ・ 51 ページに書いてある内容ではどうして有料化しないといけなかがわかりません。国の法律のことで半分占めており、国がいわゆる有料化の推進を図るべきであると言っているから本市もやるんだと、述べているわけです。習志野市の姿勢がわかりません。
- ・ あらゆる場面での啓発という表現はもう手を尽くしたと言わんばかりの表現であり不適切だと思います。
- ・ 受益者負担の原則と、ごみ排出に応じた負担の公平性の観点という部分は、市民は読んでもよくわからないのではないかと思います。
- ・ 私がごみを2袋出したと、隣の人が10袋出したと。その時に、あの人は10袋も出してひどいとかいう人は1人もいませんよ。もし公平性の原則というのなら、あの人出しすぎだ、という話は聞いたことがないです。「ごみの量に応じた負担の公平性の観点などから、家庭系ごみの受益者負担制度を構築し導入を進めて参ります」、これは何のためですか。この目的で有料化するというのは納得するわけありません。
- ・ 流山市が市民向けに出した資料はわかりやすい図を利用し、指定ごみ袋の必要性を問うています。習志野市も同様にわかりやすく必要性を伝える必要があります。
- ・ 導入の必要性についてあまり議論されていません。事務局からは適正、不適正ばかり説明を受けてきました。
- ・ (51 ページ基本方針) この文章変えていかないと、本当の目標を持って、基本的な考え方を作っていかないと、この内容では承服しかねます。
- ・ 導入を進めますではなくて、当然導入の有無といいますか、導入の是非といいますか。これも進めていきたいと。さらに、検討という言葉も入れて私はいいと思うが、事務局もそう言ってましたから、そういうことを提案したい。

(今野部会長)

- ・ もともとごみ処理に対する受益者負担の導入を進めるというのは、部会でもコンセンサ

ンスを取れていたような気がします、それを一旦審議会に上げて、ご意見をいただいた流れだったはずです。

- ・ 央委員のおっしゃるとおり習志野市に合った、具体的かつ定量的な数字による説明というのは少し不足しているというところで、工夫が必要と感じます。

(上野所長)

- ・ 部会で計6回議論しているため、議論されていないという発言については他の委員さんの意見も聞きたいと思います。
- ・ 私どもは、大事なことを約6回、途中で審議会へ報告という議決もいただいた中でやっていると思っております。
- ・ 検討を本当にしてきたのかということに関して、(過去の経緯からも)この部会で一般廃棄物処理基本計画の答申を作ることも検討の一つであると捉えています。
- ・ あらゆる場面での啓発については、ごみの出し方の資料を全戸配布したり、広報を使っていることもありますので、あらゆる場面という表現は否定できないと思います。
- ・ ごみを1個出しているのと、10個出しているのと、そこに不満がないということですが、これに関しては収集担当の方から説明をもらいたいと思います。

(仁王業務課長)

- ・ ごみの収集に関する苦情は匿名が多く、誰がいつどこでというものはなかなか記録できていませんが、ある人がごみを多く出す何とかしてほしいという苦情はないわけではありません。
- ・ 市で手に負えないごみなので収集しませんとお断りして(地域の利用者の方々が)お金を出して事業者収集にいたり、ダストボックスの後ろ(外にはみ出している)に積まれているごみも市では収集できませんので、その町会の方に何らかのコストがかかってくるような形になっているかと思えます。
- ・ 収集はルールを守って頂ければ非常にやりやすいですが、現状ルールを守られていないごみがかなりの量あります。
- ・ なぜこんなごみを捨てたのだ、という苦情も市にかなりあります。しかし、そのごみを捨てたのは市ではなく一般の方なので、それを処理するには町会のコストがかかってくると思います。
- ・ ごみが取り残されているとの苦情はよくいただきますが、市は誰がだしたごみかわかりませんので意図的にそのごみを置いていくというのはございません。ルールを守ったごみ出しに努めていただきたいと思います。ごみの量が多い少ないの不平不満がないということはございません。

(今野部会長)

- ・先ほど事務局から他の委員の意見も伺いたいとのことでしたので、ご意見いかがでしょうか。

(三浦委員)

- ・部会のメンバーのコンセンサスとして、受益者負担の導入についてはイエスの方向で進んでいたように私は思います。私もそのように考えています。

(五明委員)

- ・部会が6回ほど開かれてきたなかで、最初の頃、習志野市としても、ゴミ問題に関して、その都度検討はするが、そこからなかなか進めないハードルがありました。今回はもう少し先へ進みたいと、冒頭でお話をいただいていたかと思います。
- ・それに対して我々部会員としても、6回審議を事実として重ねてきました。毎回、議論をきちんと重ねてきていると、私自身は思います。
- ・議事録を拝見して、朝倉委員の発言は、受益者負担に反対ではなくあくまで導入に賛成だが、専門家としてこういった事例もあるので踏まえて欲しいといったニュアンスで発言されています。

(三浦委員)

- ・流山市の資料は非常にわかりやすい。今、習志野市の現状で、どこまで切迫感があるのか、という説明はなかったと思います。是非、提示していただきたいし、一番大切な要素だと思います。
- ・習志野市の炉の現況は全部稼働しなければいけない状態なのか。2炉動かして時折1つ動かさなければいけないのか、その辺の状況はいかがですか。

(須藤クリーン推進課長)

- ・本市の清掃工場は2炉稼働を基本とし、1日で1炉あたり73トン、2炉で146トン処理できます。現在は安定稼働しており、2炉で140トン程度は処理できています。
- ・しかし140トンで処理をしていくと、徐々にごみのレベルが上がっていきますので、ピットにある程度ごみが溜まってきた際に、3炉運転をしてレベルを下げていきます。こういうことを繰り返して行っています。

(三浦委員)

- ・同じような厳しい状況ですね。

(須藤課長)

- ・そうですね、2 炉だけでは運転できないという状況で、やはり 3 炉運転をしなければならぬというような状況です。
- ・他市と比べて、稼働率が一般的に言いますと少し多いということを言われております。

(田村委員)

- ・部会の委員として、受益者負担というのはまず皆さんの納得があったうえで議論を進めていると認識していました。全く議論されてなかったというのは違うと思います。
- ・流山市のチラシは本当にわかりやすく見やすいです。習志野市でもこういうものがあると良いと思いましたが、本市で今後、配布されるチラシもわかりやすく良いものだと思います。
- ・一目で市の現状がわかる資料を作り、市民に知っていただくのも大事だと思います。
- ・審議会での香取委員や佐藤委員のおっしゃる通り、知識が無かったりルールを守らない人が負担をかけているということを市民にわかっていただいて、同様にルールを守ってやっていけるようにしてほしいです。
- ・ここから 5 年で人の意識は変わると思います。SDGs のことも大分浸透してきましたし、皆さん一人一人がごみのこととリサイクル、持続可能な社会のことについて考えていく時代だと思います。
- ・市の現状や頑張っている人へのねぎらい、今後どうしていきたいかというのを、広報の何か掲示板を作って、インターネットとか見てもらう等、1 人でも多くの市民の理解を得て、皆さんの納得する、持続可能社会を作っていくことが一番大事だと思います。

(三浦委員)

- ・市民アンケート報告書の 198 ページの 5 番目の 1、2、3、5 番目を見ると、やはり受益者負担に対する考えとして、説明を聞いて判断するという、十分な理解を得ることが必要ですという、課題にまとめられています。
- ・説明を聞いても理解していない、説明も聞いていないし理解もしていない人が圧倒的に多いです。十分な理解を得ることが必要です。
- ・前回の意識調査が 15～6 年前であり、長いこと市民にはよくわかっていないのが現状だと思います。

(今野部会長)

- ・説明というところが非常に大切になってくると思います。十分な理解を得るという意味では、この付記事項 2 番を今後の姿勢に反映していただきたいと考えます。

(央委員)

- ・私が有料化を反対と思っているのは誤解です。私は基本的には有料化は必要だと思えます。しかし、この理由では市民はわかりません。有料化の際はごみ処理のサイクルや、ごみを減らすための理由をしっかりと説明すべきです。そうでないと賛成はできません。
- ・ごみの分別のチラシはどこの市町村も出しています。

(仁王業務課長)

- ・今いただいたご意見を参考にごみの収集方法等について周知していきたいと思えます。決して十分だと思っているわけではありません。
- ・今悩んでいることは、燃えないごみのルールに半透明の袋に入れて出すというものがありますが、ほとんど守られていないことです。
- ・しっかりと強い態度でルールを守られないごみを置いて来ればいいのですが、そうすると現状かなりの量を置いてこななければならないので、袋に入っていないごみ等も持ってきています。
- ・これについては改善しなければならないということで職員一同頑張っていることです。ただそれをやるには、市民の協力がなくともなりません。収集できないごみは、皆さんがご自分で処理をしなければならないというごみになってしまいます。そうするとまじめにやっている方は損をして、要は不法投棄と同じ扱いになってしまいます。
- ・不法投棄されたごみも市がすぐに持っていくので捨ててもいいと思われてしまいます。
- ・市で処分できない家電4品目についてはお断りしています。トラブル等もありますが、ルールを守ることを徹底し、ルール違反のごみは置いてくることで周知してまいります。
- ・今後はもう一度気を引き締めて強い姿勢で取り組んでいきます。

(伊東課長)

- ・1点報告があります。先程ご質問のありました市民意識調査の質問項目については、全部で50問出ています。環境に係る質問は1問。環境の施策として特に取り組むべきと思うものは何かという質問があり、14の選択肢があります。その中にごみの適正排出の処理という項目があります。
- ・また、福祉分野の設問の中に、相談にあたって求められることがあることとして、ごみ出しなどの家事支援というような形で選択肢があります。

(上野クリーンセンター所長)

- ・資料7、流山市の諮問・答申の流れについて、指定ごみ袋を決定した後にきちんと啓発

を行っています。啓発に関して答申案の付記事項にあったかは定かではありませんが、いれるべきではないか。啓発が先か、市の方針が先かは十分皆さんで議論いただいたところではないかと思います。

- ・ 前回の審議会で副会長から、毎年１万人近く異動がある本市での効果的な啓発について意見がありました。これを目指すことは当然ですが、すべて浸透することはないと思います。
- ・ 市のごみ袋がどこで売っているかとの問い合わせがありますが、これ自体がまだ習志野市の在り方が周知されていないことですので、十分な啓発はやっていくべきだと思います。しかし末端まで伝わるかについては非常に難しいということはご理解いただきたいです。

(央委員)

- ・ 習志野市の人口流入は１０００人いかない程度であり、県内１２位程度だったと思います。流山がダントツで多いです。それなのにそのもういいんだという発言はおかしいと思います。

(今野部会長)

- ・ 啓発活動に関しては我々部会もより効果的かつ現状を正しく伝える意向は全員一致していると思います。習志野市にも強く求めたいと思います。

(三浦委員)

- ・ 資料６の環境審議会は、委員の方のお話を伺って参考になりました。
- ・ ごみの排出が避けられない小さな子供のいる家庭や貧困家庭への影響について、セーフティーネットのような手段での対策を具体的に議論していくべきではないかと思います。

(上野所長)

- ・ 三浦委員のご意見につきましては、部会の早い時期に野田市の状況を伝えたいと思います。
- ・ 野田市の場合は、（指定ごみ袋を）一定枚数は、市民は無料でもらえます。それを超える部分を販売しています。その無料の部分をメルカリで売っているという事例があります。
- ・ 今後、制度設計をするのであれば、部会もしくは審議会、もしくは別の組織を作っても議論していくべきと思っています。

(今野部会長)

- ・ほかに意見がないようでしたら、本日は部会として答申案を決議したいと思います。

(央委員)

- ・その前に、私が言っていることの、皆さんこの文書でいいですか。
- ・時間がかかるから、皆さんに回して確認取りますよというならそれでいい。

(今野部会長)

- ・51ページの基本的な考え方の部分の修正を求めることについて決議をしたいと思います。この部分を市民に分かりやすく具体的な数字を挙げる等を踏まえて修正を求める方は挙手をお願いします。同数ですね。

(田村委員)

- ・具体的な数字を含めてもっとわかりやすくということでしたら賛成します。

(今野部会長)

- ・賛成多数ですので、ここは修正し、後日確認をしていただく形にしたいと思います。

(五明委員)

- ・1点いいですか。央委員からは導入の有無の話がありましたが、導入には基本的には賛成で、基本的理由についてわかりやすく書いて欲しいという意見についての賛成反対でしょうか。

(央委員)

- ・このままならば導入の有無の話をしなければならないと言ったわけで、しっかりと理由が付けられてさえいれば有料でもいいと思います。

(三浦委員)

- ・緊急性とかを盛り込んだ方がいいと思います。ここ非常にわかりにくい表現だと思います。

(上野所長)

- ・新たな清掃工場の更新、いわゆる建設にあたっては減量をとという話は、再三出ていましたが、数量化されていないと。先ほどクリーン推進課長から説明がありましたとおり、本市も3炉使っています。それが実際2炉でとかいう話を含めて、流山市を参考に、減量化をしないと清掃工場が持たない旨を加筆します。その後委員の皆様は資料配布をし

て確認していただきます。

(央委員)

- ・加筆したらよい話ではないと思います。上半分が国の法律のことのみのので、下の部分と入れ替えるべきです。

(今野部会長)

- ・暫時休憩します。

(暫時休憩)

(今野部会長)

- ・審議を再開します。

(田村委員)

- ・国の法律や基本方針があり、それに基づき地方自治体や事業者が計画を立てるのは、国を追従しているわけではないと思います。建設業でもまず建設業法があって、それに準じてそれなりに事業所とか県とかの方針をベースとしてうえにもっていくというのは当然だと思います。
- ・市民の方がまず国がやっていることを最初に知るのは大事なので、参考資料としてつけるよりは、問題ないと思います。

(央委員)

- ・国がやれと言ってもやらない市町村もあります。大事なのは各地域での事情であるため、国のいうことは参考資料で良いと思います。
- ・つまり習志野市の現状を最初に説明するべきだと思います。

(上野所長)

- ・一般廃棄物処理基本計画は国の方針を元に作っております。清掃行政は地方自治体に任されている部分もありますので、国の通達をやらなくても法に抵触はしません。
- ・しかし、国の方向性をきちんと明確にすることによって、市民に国の流れを知らしめる部分であるので、そのまま載せ、その後習志野市の現状を加筆するのがスムーズだと思います。

(央委員)

- ・なんでお前がそんな意見言うんだ。みんなで決めることだから誘導するんじゃない。

- ・必要だったら皆がそういうはずだ。事務局が自分の意見だけ言うのは冗談じゃない。

(今野部会長)

- ・一旦他の委員の意見も聞きたいと思います。

(五明委員)

- ・環境に関する法律にも上位法があり、国の規定することがいろいろあります。
- ・当然、このごみの回収とかを考えたときには、衛生法で行政の回収義務がきまっているわけです。それに加えて、廃棄物の処理等で新たな法律ができて、行っているわけです。
- ・全国の市町村すべてが独自にできればそれは自立しておりいいことかもしれませんが、習志野市の考え方の一つとして国の考え方を示すのはいいと思います。
- ・文章中の本市における状況説明をもっと加えて欲しいという点については、国の文章を残しつつ市の状況をしっかりと加筆してほしいことだと思うので、私もそれでよいと思います。

(央委員)

- ・私が考えているのは有料化が法律に則っているかではなく、必要性があるかどうかです。習志野市の現状が中心にならないと本当の基本的な考え方にならないともいます。

(田村委員)

- ・国の部分は削る必要はなく、より習志野市主体の文章に変えて、具体的な数値を示し、市民に分かりやすくする方向性で良いと思います。
- ・それでも意見をいただくことはあると思うので、その際はこの文書を出したうえで根気よく理解を求めていくしかないと思います。

(今野部会長)

- ・良い意見だと思います。

(央委員)

- ・文書を見ながら事務局と協議したいと思います。

(今野部会長)

- ・では51ページについては別に資料でということになります。それでは本日部会として資料4の答申案と、資料5の付記事項案を決議したいと思いますので、お諮りいたします。

(央委員)

- ・ その前にもう 1 つ。審議会での反対意見も答申に添えてくれという件はどうしますか。

(今野部会長)

- ・ この部会の審議事項なので、改めてすべきだと思います。
- ・ 私は前回の環境審議会の議事録に反対意見の発言が記録されているので、反対意見があったことは明確だと思います。特に付記することはないかなと思いますが委員の皆様はいかがでしょう。

(央委員)

- ・ 市長は議事録を読まないで、きちんと明記した方が良いと思う。

(五明委員)

- ・ 審議会での反対意見をいただいたのは事実ですし議事録にも残っています。
- ・ 付記事項 2 は、当審議会の反対意見も含め、すべての市民を組み入れての付記事項にしているのではないかと思います。全市民を考えても反対はあるはずなので、合意形成はしっかりやってください。当然それはいただいた反対意見を含めての付記事項という解釈をしています。

(央委員)

- ・ 反対意見ということも入っていれば単純に見てわかると思います。言葉の表現だと思います。

(三浦委員)

- ・ 私も五明委員と同様に、付記事項 2 を読んで反対意見があったのだなと思いました。

(田村委員)

- ・ 私も付記事項についてはそのように受け取りました。

(今野部会長)

- ・ それではこの付記事項 2 に方向が集約されているということでよろしいですかね。では改めまして部会として答申案と付記事項案を決議したいと思いますのでお諮りします。ただいま皆様にご審議いただき、取りまとめました答申案及び付記事項案について、賛成の方の挙手を求めます。

(央委員)

- ・それはあくまでも文書が変わるまでわからないので、それを変更することを一言先に言っていたきたい。

(今野部会長)

- ・わかりました。先程議論のありました、基本計画案の51ページの基本的な考え方の修正案を委員の皆様で改めて資料で回して意見をいただくということを前提として、決議したいと思います。
- ・答申案と付記事項案について賛成の方は挙手を求めます。はい、それでは全会一致で賛成であります。よって、本答申案は決しました。

【審議結果】

- ・基本計画案51ページの基本的な考え方の修正案について部会員で改めて意見をいただき完成させる。答申案・付記事項については資料のとおりで異議なしとする。

(今野部会長)

- ・次に、私から今後の流れについて説明します。
- ・この基本的な考え方の修正はもちろん反映させたいわけで、この度決議した習志野市一般廃棄物処理基本計画案についての諮問に対する答申案につきましては、部会長である私から、審議会の会長である五明会長に報告をします。会長には本日の委員の皆様のご意見と、後日議事録等確認したうえで、同意することについてご判断いただきます。
- ・会長の同意後の手続きについて事務局より説明をお願いします。

(伊東課長)

- ・会長の同意をいただきました後、環境審議会条例第8条第2項、会長は前項の同意をしたときはその同意に係る決議を審議会に報告するものとするところから、市長に対し答申をする前に、これに則りまして、会長より審議会委員の皆様にご報告いただきます。
- ・委員の皆様への報告につきましては、条例施行規則第6条第2項により、会長からの報告は、審議会の会議を招集し、または当該部会に属さない委員に文書を以って通知する方法により行うものとする。とあり、前回1月13日に開催しました第1回環境審議会に置きまして、文書を以って通知する方法で行うものとして、全会一致で決しておりますことから。後日書面にて委員の皆様にご報告することとなります。

●第6 その他

(今野部会長)

- ・その他といたしまして事務局から連絡等がありましたらお願いします。

(伊東課長)

- ・この度設置されました一般廃棄物処理基本計画策定部会につきましては、令和2年度第2回環境審議会及び令和2年度第1回の本部会において、別紙の部会の設置について概要でご説明しお示ししましたとおり、設置期間が令和3年1月18日から習志野市一般廃棄物処理基本計画が策定されたときに廃止すると定めたものでありますので、一般廃棄物処理基本計画が策定されましたら、期間満了となり解散されますのでご承知おきください。

(今野部会長)

- ・それでは本日の日程は以上となります。これをもちまして令和3年度第6回一般廃棄物処理基本計画策定部会を閉会します。